

静岡県告示第827号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成28年8月26日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

内房山口 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
富士宮市		内房	山口	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた区域
				1312 1号
				1325-1 2号
				1275 3号
				1274 4号
				1272 5号
				1269-1 6号
				1301-1 7号
				1300-1 8号
				1292 9号
1294 10号				